

関川村 農地(田)賃借料情報

平成31年3月1日

関川村農業委員会

関川村農業委員会では、農地法第52条に基づき農地の賃借料を公表しています。
データは、平成30年中に契約が交わされた賃借料から算出したものです。

賃借料を決定する際は、この賃借料情報を目安として、圃場条件（日照や水利等）を踏まえ、両者で十分な話し合いを行い、お互い納得の上、決定してください。

- ※ データの中には、土地改良区の維持管理費等を含めて支払う契約もあります。
- ※ 平均に比べ著しく低額、または高額な取引（平均±7割を超えるもの）は除いています。
- ※ 金納については、100円未満を四捨五入してあります。

(10aあたり)

地区名	区分	平均	最高	最低	最多	データ数
両関 四ヶ字	金納	11,000円	22,000円	5,000円	12,700円	100筆
	物納	66kg	90kg	50kg	60kg	55筆
霧出	金納	12,700円	15,000円	9,800円	11,000円	39筆
	物納	52kg	65kg	27kg	56kg	58筆
七ヶ谷 九ヶ谷	金納	9,900円	12,000円	8,500円	8,500円	17筆
	物納	53kg	90kg	37kg	60kg	42筆
湯沢 川北	金納	12,700円	20,000円	10,300円	10,300円	52筆
	物納	64kg	90kg	35kg	60kg	149筆
女川	金納	11,600円	15,900円	6,000円	9,000円	58筆
	物納	51kg	66kg	30kg	60kg	142筆

【契約期間中の方へ】

- 以下の契約をされている方は、ご注意ください。
「転作を加味する契約としている」⇒平成30年から生産調整が廃止となっているため、現在は、小作料の合計額（数量）のとおりの支払となります。
- 契約期間中に、契約内容（賃借料等）を見直し、変更することは届出により可能です。（借り手・貸し手の両者合意が前提となります。）
契約内容を変更したい場合は、その旨、農業委員会へご相談ください。

お問い合わせ先：関川村農業委員会事務局（電話 64-1447）